

## 函館市プレミアム付商品券等取扱事業所募集要領

本募集要領は、「函館市プレミアム付商品券等発行事業実施要領」（以下「実施要領」という）に基づき、函館市プレミアム付商品券等（以下「商品券等」という）を取扱うことができる事業所（以下「取扱事業所」という）の募集を実施するものであり、募集要領に定めのない事項については、実施要領を準用します。（商品券等の発行概要は、別紙参照）

### 1 募集対象者（取扱事業所の資格）

- ・ 募集対象者は、函館市内に店舗等を持ち、小売業、飲食業、各種サービス業等を営む事業者とします。ただし、風俗営業等、公序良俗に反する場合、函館市暴力団等排除措置要綱第2条第3号から第6号に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除きます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じていること。

### 2 申請方法

- ・ 函館市プレミアム付商品券等発行事業実行委員会（以下「委員会」という）が指定する提出先に、別に定める取扱事業所登録申請書および誓約書を提出し、取扱事業所としての指定を受けていただきます。
- ・ 商店街団体や事業協同組合等が、募集対象者となる組合員・会員店舗を代表して申請することもできます（ステッカー、ポスター等の各店舗への配付および換金等の手続きに関しても代表者が行うこととなりますので、ご注意ください）。
- ・ 申請書を提出した事業所や店舗に、委員会から確認のご連絡をすることがあります。
- ・ 取扱事業所として指定された店舗は、商品券等の購入者に配布するチラシ等に掲載させていただきます。
- ・ 指定された事業所には、4月中旬以降順次に指定通知書のほか、商品券等の取扱いにかかるマニュアルやステッカー、ポスター等を送付します。

### 3 申請書提出先

下記の提出先に郵送または持参してください。

〒040-0011

函館市本町6番12号テーオービル3F

株式会社ニッセンレンエスコート函館支店内

「函館市プレミアム付商品券等発行事業事務処理センター」

### 4 申請書提出期限

令和3年3月29日（月）必着とします。

### 5 取扱事業所の負担

登録にかかる費用、使用済み商品券等の換金にかかる手数料は無料です。ただし、使用済み商品券等を郵送で提出する場合の送料は、取扱事業所の負担とします。

## 6 取引の対象

取扱事業所は、商品券等を持参した消費者に対し、商品券等の有効期限である令和3年4月26日（月）から10月25日（月）までの期間に限り、取扱事業所が扱う物品の販売や、サービス等の提供をしなければなりません。

また、以下に示すものについては、取引の対象外とします。

- (1) 商品券等を現金化することおよびこれに類する行為（両替等）
- (2) 換金性の高い金券等（各種有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード等）や、たばこ、切手、印紙の購入
- (3) 出資や債務、公共料金、不動産賃料、商品仕入れ等の支払い
- (4) 国および地方公共団体への支払い
- (5) その他委員会が相応しくないと認めるものの支払い

## 7 商品券等の換金

- ・取扱事業所は、受け取った使用済み商品券等裏面の所定の欄に、自店印を押印するか署名をし、必要事項を記入した売上集計票（別途送付）を添付し、委員会が指定する窓口を持参もしくは郵送してください。
- ・当月5日までに提出されたもの（前月末日売上締分）については、当月末に入金します。当月20日までに提出されたもの（当月15日売上締分）については、翌月の15日に入金します。いずれも金融機関休業日は翌営業日の扱いとします。
- ・使用済み商品券等および売上集計票の最終提出期限（換金期限）は、令和3年11月1日（月）までとします。  
（具体的な換金サイクルについては、後日送付の取扱マニュアルに掲載します）

## 8 取扱事業所の遵守事項および責務

取扱事業所は以下のことを守ってください。

- (1) 委員会が配付するステッカー、ポスター等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できるなど、不正使用が明らかな場合は、商品券等の受け取りを拒否するとともに、その事実を委員会に報告すること。
- (3) 取引によって商品券等を受け取った場合は、再流通（2次使用）を防止するために、商品券等裏面の所定の欄に、自店印を押印するか署名をすること。
- (4) 取引によって取得した商品券等を再利用してはならない。
- (5) 取扱事業所の自店換金を目的とした商品券等の購入・取得を禁止する。
- (6) 取引によって取得した商品券等の盗難・紛失については、取扱事業所の責任・負担とする。
- (7) 商品券等の使用に対し、釣り銭を出してはならない。
- (8) 取扱事業所の登録事項に変更があった場合には、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
- (9) その他本事業の目的に反することをしない。

## 9 取扱事業所の指定取り消し

取扱事業所が以下のいずれかに該当する場合には、取扱事業所の指定を直ちに取り消す

とともに、委員会に損害を与えた場合には、その損害を委員会に対して弁償するものとします。

- (1) 虚偽その他の不正な手段で取扱事業所登録申請があった場合
- (2) 募集要領の遵守事項および責務に反する行為があった場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員および函館市暴力団等排除措置要綱第2条第3号から第6号に規定する暴力団等であることが判明した場合

## 10 辞退

本事業の取扱いを辞退しようとする取扱事業所は、委員会に対して速やかに連絡のうえ、辞退届を提出してください。

## 11 お問い合わせ

函館市プレミアム付商品券等発行事業事務処理センター

電話番号 0138-86-5237

受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日除く）の午前9時から午後5時までです。

## 別 紙

### 「函館市プレミアム付商品券等」発行概要

#### 【函館市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）】

- 1 発 行 者 函館市プレミアム付商品券等発行事業実行委員会
- 2 対 象 者 2002年（平成14年）4月1日以前に生まれた函館市民
- 3 発行総額 総額24億円（プレミアム率20%含む）
- 4 発行内容 1冊12,000円分（1,000円券×12枚）を  
10,000円で販売
- 5 販売期間 令和3年4月26日（月）から5月9日（日）まで
- 6 有効期間 令和3年4月26日（月）から10月25日（月）まで

#### 【函館市子育てサポート商品券（以下「子育てサポート商品券」という）】

- 1 発 行 者 函館市プレミアム付商品券等発行事業実行委員会
- 2 発行総額 総額6.4億円
- 3 発行内容 1冊20,000円分（1,000円券×20枚）
- 4 有効期間 令和3年4月26日（月）から10月25日（月）まで